大隅地域保健医療福祉協議会設置要綱

（設　置）
第１条　地域住民が質の高い保健医療福祉サービスを受けられるよう，保健・医療・福祉の連携を図りながら，総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として，大隅地域振興局に大隅地域保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）
第２条　協議会は，次に掲げる事項を協議する。
⑴　地域の実情に即した保健・医療・福祉施策の総合的，一体的な推進に関する事項
⑵　保健医療計画（圏域編）の策定，推進，進行管理，見直し等に関する事項
⑶　その他地域における保健・医療・福祉の向上に必要な事項

（組　織）
第３条　協議会は，委員31人以内で組織する。

（委　員）
第４条　協議会の委員は，別表に掲げる者のうちから，大隅地域振興局長が選任する。

（任　期）
第５条　協議会の委員の任期は２年以内とする。ただし，再任を妨げない。
２　委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会　長）
第６条　協議会に会長を置く。
２　会長は，委員の互選により選出する。
３　会長は，協議会を代表し，会務を総理する。
４　会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，会長があらかじめ定めた委員が，その職務を代理する。

（会　議）
第７条　協議会は，必要に応じて会長が招集する。ただし，委員の任期満了等に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は，大隅地域振興局長が招集する。

（意見の聴取）
第８条　会長は，必要があると認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を聞くことができる。

（圏域協議会）
第９条　協議機関として二次保健医療圏ごとに圏域協議会を置くことができる。
２　圏域協議会には，委員の中から会長が指名する者をもって構成することができる。
３　圏域協議会には圏域協議会長を置き，圏域協議会の委員の互選により選出する。
４　圏域協議会長は，圏域協議会を代表し，圏域協議会業務を総理する。
５　圏域協議会長に事故があるとき又は圏域協議会長が欠けたときは，圏域協議会長があらかじめ定めた委員が，その職務を代理する。

（事務局）
第10条　協議会の事務局は，大隅地域振興局保健福祉環境部健康企画課に置く。

（補　足）
第11条　この要綱に定めるもののほか，協議会について必要な事項は会長が定める。

附　則

１　この要綱は，平成20年４月１日から施行する。

２　「大隅地域保健医療協議会設置要綱」は廃止する。

附　則

この要綱は，令和４年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

別表

構成団体	選任する者の職名等
市町村関係	市町村長の代表
	市町村議会議長の代表
	市町福祉事務所長の代表
	市町村保健師の代表
	地域包括支援センターの代表
その他 行政機関関係	警察署長又は次席
	消防長又は次長
	保健福祉環境部長又は保健所長
医療団体関係	医師会の代表
	歯科医師会の代表
	薬剤師会の代表
	獣医師会の代表
医療施設	病院長又は副院長
学校	市町村教育長又は教育長会の代表
	校長協会の代表
	小中学校養護教諭の代表
社会福祉施設	社会福祉協議会の代表
	民生委員協議会の代表
	社会福祉施設関係の代表
事業場等	助産師，保健師又は看護師団体の代表
	食生活改善推進員の代表
	食品衛生協会の代表
	衛生自治団体の代表
学識経験者 ・その他	農協関係者の代表
	婦人団体の代表
	自治公民館の代表
	老人クラブの代表
	青年団の代表
	ホームヘルパー団体の代表
	地域の実情を考慮し，局長等が特に必要と認める者